

国頭村営住宅入居者募集要項
(安波・楚洲・桃原)

令和 7 年 9 月 9 日

場 所	戸 数	規 格
国頭村字安波 189 番地 1 安波団地 1 棟 2 号	1	3LDK 床面積 70.00 m ²
国頭村字楚洲 493 番地 4 楚洲団地 102 号室	1	3LDK 床面積 118.00 m ²
国頭村字桃原 152 番地 4 桃原団地 2 号棟 101 号室	1	3LDK 床面積 118.20 m ²

家 賃 前年度の所得に応じて算出する。

入 居 資 格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者（村営住宅からの転居は認めない。）
 - (2) 県内に住所を有する者（ただし、村長が住宅困窮であると認めた場合は、この限りでない。）
 - (3) 夫婦（婚約者及び内縁関係を含む。）又は、親子を主体とした家族であること。
 - (4) 村税、国保税、手数料使用料等を滞納していない者
 - (5) 入居しようとする方全員が暴力団員でないこと。
 - (6) 所得基準を満たしている者 / 所得基準で示している裁量世帯の者
 - (7) 単身世帯は次に該当する者（該当の詳細は担当まで要確認）。
 - ・ 60 歳以上・身体障害者 1 ～ 4 級・戦傷病者・認定被爆者・生活保護者
 - ・ 海外からの引揚者・被災市街地復興特別借地法第 21 条に規定する被災者等
- ※ ご不明な点や確認したい事がある方は住民課担当職員までご連絡ください。

所 得 基 準

一般世帯：月額所得(※1)が 158,000 円以下であること。

裁量世帯：月額所得(※1)が 214,000 円以下であること。

- ・ 入居者が 60 歳以上で、同居者のいずれもが 18 歳未満又は 60 歳以上の者
- ・ 小学校就学前の同居者が居る者
- ・ 1 ～ 4 級の身体障害者手帳を持っている者
- ・ 1 ～ 2 級の精神障害者手帳を持っている者、またはそれに相当する程度と認められる知的障害がある者
- ・ その他（戦傷病者、認定被爆者、海外からの引揚者など）

※1 月額所得

((入居者全員の過去 1 年間の総所得) - (所得控除額の合計(※2)) ÷ 12 か月

※ 2 所得控除額の合計

380,000 円×世帯主以外の入居者数

選 考 方 法

選考委員会において、入居者が現に住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いが高い者から入居を決定する。

申 込 方 法 別添の「資格審査の書類」一式を添えて、一世帯一通を申し込むこと。

受 付 期 間 令和 7 年 9 月 1 6 日 (火)～令和 7 年 9 月 2 2 日 (月) 9：0 0～1 7：0 0

入居決定日 令和 7 年 1 0 月上旬頃

入居予定日 安波団地：令和 7 年 1 0 月中旬頃予定
桃原団地：令和 7 年 1 0 月中旬頃予定
楚洲団地：令和 7 年 1 0 月中旬頃予定

受 付 場 所 国頭村役場 住民課

連 絡 先 〒905-1495 国頭村字辺土名 121 番地
TEL：0980-41-2142/ FAX：0980-41-2914
担当：山城